



簡易版BCP「これだけは！」シート（自然災害対策版）

策定・最終更新日： 令和6年 4月 1日

従業者（社長・役員・従業員・パート・アルバイト・派遣社員等）とその家族を守るために、そして事業を継続させることで、地域・社会に貢献するため、このシートを策定します。

1. 基本情報

企業名	株式会社サンブリッジ 訪問看護ステーションみちラボ ライフサポートセンターdoor	所在地	岩出市清水405-1岩出第1駅前ビル2階 和歌山市鳴神1204-1アルコバレーノ1C	事業継続目標（注1）	みちラボ：自宅に限らず、避難場所への訪問、訪問回数増やす等の検討を行い、訪問を継続する。 door：利用者に必要な福祉サービスを継続利用できるよう対応する。
事業継続方針	(地震) 1. 社員の人命を守る 2. 地域社会の復興に貢献する 3. 事業の継続によりお客様への影響を最小限に留める (水害) 1. 水害が予見される段階から、安全確保に努める 2. 被災する前に資産の稼働停止・高所移動を試み、早期再稼働を目指す 3. 地域社会の復興に貢献する	主な委託先（※）（仕入先・協力会社・運送会社・派遣会社等）	グローバル総合保険・阪和労働法務事務所・寺坂雄次税理士事務所・エックスサーバー・イチネン・AIG損保保険・共和モータース・ENEOSBusiness・テレニシ株式会社・株式会社eWeLL・紀陽情報システム株式会社・紀陽銀行岩出連合会・日本訪問看護財団 等々		

※「主な委託先」とは、相手方の事業が中断した場合に、自社の事業も中断してしまう関係性にある相手方で、サプライチェーン対策の対象となる組織のことです

2. ハザードマップから考えるBCPの発動条件

ハザードマップを確認し、当社所在地で発生しうる災害リスクに「○」を記入	○	地震	○	津波	所在地における当社のBCP発動条件	地震	震度 5強 以上を観測した場合（注3）
	○	洪水・高潮（外水氾濫）（注2）	○	内水氾濫（注2）		水害 土砂災害	警戒レベル4「避難指示」（危険な場所から全員避難） 警戒レベル3「高齢者等避難」（危険な場所から高齢者等は避難）
	—	土砂災害（地滑り等）	○	液状化		その他（※）	主な委託先からの製品・サービスの供給の途絶 （）

※「その他」欄は地震や風水害などの自然災害だけでなく、ハザードマップでは把握できないテロリズムや情報セキュリティ事故、公共交通機関の計画運休が実施される場合等も設定可能です。

3. BCPの発動時の組織体制

職員間の連絡方法	Talknote 電話 従業者のご家族同士も安否確認の方法を決めておくことが大切です！		
災害対策委員会	②事務局長	本部長のサポート/本部の運営実務の統括/関係各部署への指示	担当： 中森 副担当： 後藤光
①明渡立 (災害対策部長)	③事務局メンバー	事務局長のサポート/関係各部署との窓口/社外対応の窓口	担当： 後藤光 副担当： 山内
◎社長が対応できない場合に社長の代理として司令塔を担う方	④広報・情報班	社外対応/医療機関、関連機関、他施設、関連業者との連携/HP、広報、地域住民への情報公開、活動記録を取る	担当： 山内 副担当： 田中
◎複数選任する場合は、継承順位も記載	⑤設備・調達班	感染防護具の管理/調達・災害の事前対策の実施/災害発生時の物資の調達	担当： 木下 副担当： 岡崎
代行 中森百合香	⑦現場責任者	施設内の統括/保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡/利用者・ご家族・職員への情報提供、発信	担当： 大谷 副担当： 尾崎
就業時間外 発災時 初動職員	⑧医療・看護班	感染拡大防止対策に関する統括/感染防止策の策定、教育・医療ケア	担当： 尾崎 副担当： 大谷
代替拠点	⑨予算担当者	災害発生時に必要とされる予算の管理を行う。	担当： 明渡沙 副担当： 明渡立
災害対策委員会	災害対策委員会	経営者層や管理職、担当等に加え、会社に速やかに参集できるメンバーをご記入ください。	
岩出事務所・和歌山事務所ともに、避難所で対応			
岩出事務所：岩出事務所 和歌山事務所：和歌山事務所	職場の安全が保てない場合（地震、津波、高潮、洪水、土砂災害、大規模火災など）の避難場所及び避難所の確認をしておいてください。災害種別によって個別に設定されている場合があります。		
岩出事務所：岩出地区公民館または那賀高校 和歌山事務所：宮小学校または日進中学校			

4. 発災時の出社・帰宅体制（休日含む）

	自社独自ルール
出社・帰宅時間帯に発生	《出社時・施設内に被災した場合》 ・各事務所で安全の確保をし、初動職員は災害対策委員会の設置に向けて動く。全職員はTalknoteに報告する。 ・訪問に出ている時、自身の安全を確保した上で、初動職員は災害対策委員会に連絡を行う。全職員はTalknoteに報告する。 ・職員の安否確認は、各事務所で管理者（いない時はその場にいる職員）が点呼を行い、災害対策本部長にTalknoteで報告する。 《出社時・施設外》 ・訪問中であれば安全な場所へ避難し、自身の安全を確保した上で、Talknoteに連絡を行う。 ・移動中であれば、岩出もしくは和歌山事務所に避難する。難しい場合は避難場所へ避難し、自身の安全を確保した上で、管理者・災害対策本部長にTalknoteで報告する。
就業時間外に発災（休日等）	・「就業時間外 発災時 初動職員」は自身・家族の安全確認後、事務所（災害時対応拠点）へ参集する。 ・全職員、安全確認をして①Talknote、②電話で自身・家族の安否情報、出勤の可否を管理者に報告する。
参集の対象外	・自宅が被災した場合。 ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合。

上記ルールは、発災後、すぐに逃げないといけないような津波等の災害の場合は除きます。（人命の安全確保が最優先です。）

津波浸水想定区域に職場がある場合…津波警報・避難指示等が発令されたら、備蓄物資があつても内陸側の高台に避難！（ただし時間がない場合は、とにかく高い所へ！）

5. 減災の事前対策

「6. BCPの発動時から復旧に向けて」の「必要な事前対策」を含みます。

備蓄物資の確認
毎年 5月に実施

備蓄物資	備蓄完了チェック	1人あたりの必要量	従業者数（人）	最低限必要な備蓄量	保管場所
飲料水	□	1日2リットル（1本）×3日 = 6 リットル	岩：22人 和：10人	岩：60本 和：30本	事務所
食料	□	1日3食 ×3日 = 9 食	岩：22人 和：10人	岩：171食 和：90食	事務所
簡易トイレ	□	1日5回分 ×3日 = 15 回	岩：22人 和：10人	岩：285回 和：150回	事務所
	□				常勤職員・パート週5日を対象に計算しています

訓練・演習の時期
毎年4～6月に実施

5-2. 訓練・演習の実施

従業者や拠点間の連絡手段を用いた訓練、出社・帰宅に関する訓練、発災時を想定したシナリオに基づく演習に取り組む。従業者には自社のBCPの取り組みを教育（入社時、定期的な研修等）。

訓練・演習の時期
毎年4～6月に実施

5-3. 保険共済への加入

休業補償・自然災害対策も必要。水害による被害が補償されるか契約内容を要チェック！

火災保険 地震保険 休業対応応援共済 業務災害保険 福祉共済
生命保険 その他（車両保険）

6. BCPの発動時から復旧に向けて

経営資源（人・物・金・情報）及び事業継続目標を意識した行動を行います。

	担当	まず最初に取り組むこと	次に取り組むこと	必要な事前対策
職員の安全確認	管理者 ①	「4. 発災時の出社・帰宅体制（休日含む）」に沿って、職員の安否確認を行う。	出勤可能な職員の把握をし、シフトを再度組み、訪問・支援体制を検討。	研修・訓練を行い、安否確認の方法等を学ぶ。
自社の被害状況の把握	①② ④⑤	事務所へ出勤できる職員が施設の確認を行う。	事務所が安全が確保された場合：自社での業務を継続。 事務所が安全でない場合：避難場所での業務を行う。在宅での勤務の検討。	事務所内の棚など、地震等の対策を行ふ。
利用者の被災状況の把握	⑦⑧ 各職員	「利用者基本情報」や「補足5利用者の安否確認シート」を活用し、利用者の安否確認を行う。	利用者の安否確認後、優先順位の確認・検討し対応を行う。	日々の利用者情報の把握。
事業継続目標を踏まえた早期復旧への取り組み（みちラボ）	みちラボ 職員	地域の被害状況を把握し、訪問スケジュールの確認及び変更。	利用者の状況に応じて、自宅や避難場所への訪問を継続する。	利用者情報の把握や情報共有、避難場所の把握。
事業継続目標を踏まえた早期復旧への取り組み（door）	door 職員	地域の被害状況を把握し、優先して支援が必要な利用者の把握。	利用者に必要な福祉サービスを継続利用できるよう対応する。	利用者情報の把握や情報共有、避難場所の把握。

◎宣言 共助の観点から、地域社会のため、以下についても宣言しましょう。

職場周辺の地域が行う災害訓練には積極的に参加します。また、災害発生時は、充分な身体防護対策をとり、2次災害が起きないよう最大限の配慮を行った上で、救助・消火活動等に協力します。

帰宅困難者や地域に提供するため、1割増しの備蓄物資の確保に努めます。

当社の「これだけは！」シート（自然災害対策版）は、次回 令和7年 4月に見直します。

◎（注1）事業継続目標について

事業継続目標とは、企業の存続及び供給責任の観点から、優先的に復旧・継続すべき事業に対する具体的な目標（製品・サービスの供給量など定量的な目標）のことです。事業中断時においては、経営資源（人・物・金・情報）が欠乏し、全ての事業（製品・サービスの供給）を復旧・継続することは現実的に困難であることから、予め事業継続目標を明確にしておく必要があります。

〈目標設定にあたってのポイント〉

- 自社の存続及び事業継続において必須とされる製品やサービスなどに関する事業について具体的な目標を設定しましょう。
- 法律又は規則によって緊急時の供給責任が問われる事業
(例：人命に関わる事業、インフラ事業等、社会機能維持に関わる事業など)
 - 売上や利益が全体比率において多数を占めている製品やサービスを中心とした事業
 - 利害関係者(取引先、消費者など)から緊急時の供給責任が求められる事業
- ⇒上記を検討し、人命の安全確保、事業継続に必要な人材の確保、サプライチェーンの維持の観点等もふまえ総合的に勘案し、自社の事業継続目標を明確にしてください。

◎（注2）外水氾濫・内水氾濫について（気象庁WEBサイト参照）

【外水氾濫】河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして堤防から水があふれ出ることです。

【内水氾濫】大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畠が水につかる災害を内水氾濫といいます。

◎（注3）地震の震度階級について（気象庁WEBサイト参照）

気象庁の震度階級は、「震度0」「震度1」「震度2」「震度3」「震度4」「震度5弱」「震度5強」「震度6弱」「震度6強」「震度7」の10階級となっています。

◎（注4）警戒レベルについて

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と国や都道府県が出す防災気象情報を5段階に整理したものです。2019年6月から、警戒レベルを用いた避難情報発令の運用を開始しています。避難に時間を要する人（高齢者等）が職場にいる場合は、警戒レベル3を選択してください。なお、警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

◎（注5）就業規則について（厚生労働省WEBサイト参照）

災害時に自宅待機や所定労働時間外労働をする必要がある場合など、緊急事態に備えてBCPが円滑に発動できるように（発動した時に混乱しないように）就業規則を整理しておきましょう。

例：（時間外及び休日労働等）「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、所定労働時間外又は休日に労働させことがある。ただし、この場合であっても、請求のあった妊娠婦については、所定労働時間外労働又は休日労働に従事させない。」

◎自然災害等に関する参考WEBサイト



和歌山県



厚生労働省



国土交通省



国土交通省



気象庁

【お問い合わせ先】 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営革新グループ

電話番号：06-6210-9494 FAX：06-6210-9504

メールアドレス：keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp



超簡易版BCP「これだけは！」シート (自然災害対策版)

防災(人命保護)

+事業継続（企業存続）の視点を！

人命と財産の保護を目的とした防災の取り組みに
製品・サービスの供給責任や、企業・組織の存続、
雇用継続の目的を付加した事業継続計画
(BCP)に取り組みましょう！



©2014 大阪府もずやん

○ 事業継続計画（BCP : Business Continuity Plan）とは？

「企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時ににおける事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと」※です。

※引用元：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針～緊急事態を生き抜くために～」

○ 自然災害等におけるBCPの重要性

近年、地震や風水害などの自然災害が全国各地で頻発しており、BCPへの注目も集まっています。発災した場合に備えて、早急に復旧できるよう事前に想定しておくことはもちろん、取引条件として、BCP策定を求める企業もあり、中小企業にとってもBCPの策定は急務といえます。

また、中小企業庁発行の2019年度版「中小企業白書」によると、BCPを策定している中小企業は全体の16.9%であり、また従業員規模が小さくなるほど策定割合が低くなっています。BCPを策定していない理由は、「人手不足」が最も多いですが、その次には「複雑で、取り組むハードルが高い」、「策定の重要性や効果が不明」といった理由が多く挙げられています。

このような観点から、大阪府では、最低限決めておくべき項目にしばりこんだ様式、大阪府「超簡易版BCP『これだけは！』シート（主に自然災害対策版）」を令和元年度に作成し、この度、より事業継続に役立ていただけるよう、リニューアルしました。このシートをご活用いただき、事業や組織体制等に変更があった際をはじめ、少なくとも年に1回は見直しを行いながら、事業継続に役立ててください。

※新型コロナウイルス感染症に対応した、大阪府「超簡易版BCP『これだけは！』シート（新型コロナウイルス感染症対策版）」も併せてご活用ください。

※このシートの作成にあたっては、次の方々に監修いただきました。

関西大学 社会安全学部 教授 永松 伸吾 氏 / 事業継続協会 (The Business Continuity Institute) 日本支部 代表理事 松井 裕一朗 氏

Ver. 2 (令和4年1月17日更新)